

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
		6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
9番	橋本 淳	10番	木村 均
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
5番	永井 八千代		

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主事	上田 哲也

【農務課】出席者

主査	中井 夕紀子		
----	--------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻前ではございますが、始めさせていただきます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第7回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、永井委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。本格的な夏を迎え、厳しい暑さが続きますので、健康には十分、留意していただきたいと思います。

それでは、只今から、令和5年第7回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、12番浅野委員、13番近藤委員を指名いたします。

次に日程第2議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

3ページをお願いいたします。

今月は所有権移転の案件のみでございます。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は近隣に自己所有農地があり、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在3,481㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では200日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部農地について、登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在27,283㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に従事しています。

5ページをお願いいたします。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在6,666㎡の農地を耕作しており、個人で年間250日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人には隣接する耕作地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得するものです。

受人は現在303㎡の農地を耕作しており、個人で年間100日、世帯では160日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、自宅に隣接する申請地等を取得し、今回の申請で723㎡の農地を耕作することとなり、個人で年間100日、世帯で160日農業に従事する計画となっております。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得するものです。

受人は現在6,765㎡の農地を耕作しており、個人で年間300日、世帯では900日農業に従事しています。

6ページをお願い致します。

番号7番と番号8番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

いずれも登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人は近隣に耕作地があり、効率的に農業ができることから申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在24,341㎡の農地を耕作しており、個人で年間180日、世帯では690日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、仕事場の近隣にある申請地を取得し、今回の申請で2,187㎡の農地を経営することとなり、個人で年間100日、世帯で200日農業に従事する計画となっております。

番号10番と番号11番につきましては、受人が同一世帯のため、一括で説明致します。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在16,153㎡の農地を耕作しており、世帯で210日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在3,477㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯では210日農業に従事しています。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部地目については、登記は田ですが、現況は畑となっております。

受人は、自宅に隣接する申請地等を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在2,859㎡の農地を耕作しており、個人で年間60日、世帯では330日農業に従事しています。

番号14番と番号15番につきましては、受人が同一のため、一括で説明致します。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在3,766㎡の農地を耕作しており、個人で年間90日、世帯では180日農業に従事しています。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在81㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日、世帯では210日農業に従事しています。

7ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田30筆14,286㎡、畑18筆8,634.3㎡、合計48筆22,920.3㎡です。

以上16件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8ページをお願いします。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

まず、大変申し訳ございませんが、議案の訂正をお願いいたします。4条の番号4番につきましては、議案に掲載されておりますが、許可要件を満たしていないため、今回の議案から省いていただきますようお願いいたします。

訂正したうえで進めさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 967.29㎡と一体利用します。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 562㎡と一体利用します。

番号3番と12ページの5条の番号5番は受人及び転用目的が同一のため一括で説明させていただきます。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

12ページをお願いします。

5条の番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは農家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

10 ページ総括表をお願い致します。

こちらにも4条の4番の関係で面積の訂正がございます。

4条の申請件数は、3件 転用の土地 畑 3筆 628㎡ 合計 3筆 628㎡です。

以上、4条申請3件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

11 ページをお願いします。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

大変申し訳ございませんが議案の訂正をお願い致します。5条の番号12番につきましては、議案に掲載されておりますが、許可要件を満たしていないため、今回の議案から省いていただきますようお願いいたします。

12 ページをお願い致します。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは住宅敷地の拡張による転用でございます。農地区分は第2種農地で、宅地 317.92 m²と一体利用します。

番号5番については、先程の説明の通りです。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地で、宅地 358.21 m²と一体利用します。

つづきまして、13ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たしております。

(番号11申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号13申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号14申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは現場事務所・駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。こちらは一時転用で転用期間は令和5年8月10日から令和6年3月31日までです。

つづきまして、14ページの総括表をお願いいたします。

こちらにも5条の12番の関係で面積の訂正がございます。

5条の申請件数は、13件 転用土地 田 4筆 777.01㎡ 畑 13筆 3,530㎡ 合計 17筆 4,307.01㎡です。

以上5条申請 13件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、農業委員会の議決を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相対の案件のみでございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相対の案件になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日までです。

17 ページ総括表をお願い致します。

田 4 筆 1,072 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 報告第 19 号 現況証明願の報告についてから日程第 8 報告 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは18ページをお願いします。

報告第19号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

19ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和38年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和53年より住宅敷地として利用しておりました。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

平成8年より店舗敷地として利用しておりました。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

大正12年より住宅敷地として利用しておりました。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和52年より住宅敷地として利用しておりました。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

昭和58年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、20ページをお願いします。

報告第20号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

21ページをお願いします。

農地法第4条第1項第7号の届出です。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

共同住宅・店舗建築による転用でございます。

22ページの総括表をお願いします。

申請件数 2件 畑 2筆 328㎡。 合計 2筆 328㎡です。

つづきまして23ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用でございます。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、共同住宅建築による転用でございます。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、共同住宅建築による転用でございます。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号7番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号8番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号9番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号10番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、太陽光パネル設置による転用でございます。

番号11番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

番号12番

申請地 地目 面積を朗読。

売買による所有権移転で、住宅敷地の拡張による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。

25ページをお願いします。

番号13番と14番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号13番

申請地 地目 面積を朗読。

番号14番

申請地 地目 面積を朗読。

賃借権の設定で、店舗建築による転用でございます。

26ページ総括表をお願いします。

申請件数 14件 田 14筆 3,078㎡ 畑 11筆 1,604.34㎡

合計 25筆 4,682.34㎡です。

つづきまして、27ページをお願いいたします。

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

28ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

営農困難のため、賃借権を解除します。

番号3番から29ページの9番までは、受人が同一のため一括で説明いたします。

番号3番

申請地 地目 面積を朗読。

番号4番

申請地 地目 面積を朗読。

番号5番

申請地 地目 面積を朗読。

番号6番

申請地 地目 面積を朗読。

番号7番

申請地 地目 面積を朗読。

番号8番

申請地 地目 面積を朗読。

番号9番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号10番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

番号11番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号12番と13番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号12番

申請地 地目 面積を朗読。

番号13番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号14番

申請地 地目 面積を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

30ページの総括表をお願いします。

申請件数 14件 田 20筆 14,902㎡ 畑 6筆 2,348㎡ 山林 1筆 52㎡

合計 27筆 17,302㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第7回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時32分閉会

令和 年 月 日

会長

大田 道雄

12番委員

浅野 早苗

13番委員

近藤 淳司